

## 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置（用途地域）	面積	備考（処理施設の種類及び処理能力）
株式会社 イマナガ 代表取締役 今永 進二	北九州市門司区 新門司三丁目 38番1・38番2・41番  (工業地域)	敷地面積: <u>20,476.52 m<sup>2</sup></u>  建築面積: <u>5,856.72 m<sup>2</sup></u> [申請部分 <u>1,910.50 m<sup>2</sup></u> ]  延べ面積: <u>6,234.17 m<sup>2</sup></u> [申請部分 <u>2,045.87 m<sup>2</sup></u> ]	産業廃棄物処理施設 ・ 廃プラスチック類の破碎施設 <u>40.9 トン/日(24時間)</u>

申請地は付近見取図(278-1)に示すとおり。

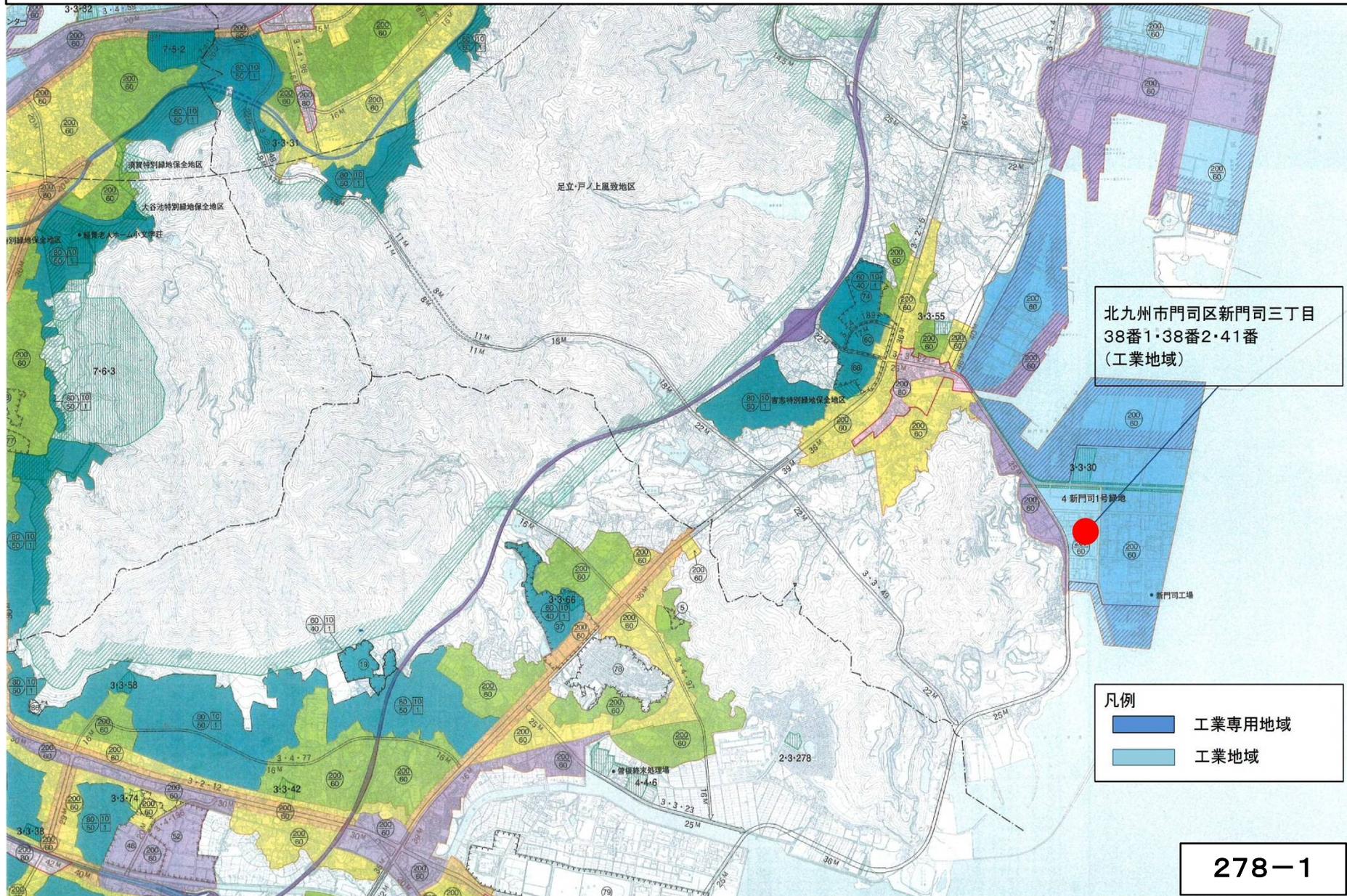
(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

申請者は、これまで当該地において、廃プラスチック類などの産業廃棄物等処理業を営んでいる。

今回、顧客要望および事業拡大を目指すため、「破碎施設の増設」と「破碎施設の操業時間を現状の8時間から24時間に変更」する計画である。これにより、一日当たりの処理能力が40.9トン/日となり、廃掃法で定める基準6トン/日を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とするものである。

なお、破碎処理は既存建築物を利用するため、新たな建築行為はない。

# 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 付近見取図(用途地域図)



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
用途現況図



申請地	Red
工場	Blue
倉庫	Orange
住居	Yellow
店舗	White
車庫	Green
事務所	Pink
道路	White
公園	Light Green
その他	Brown

# 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画図

## 1. 計画概要

廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づいて、各企業より排出された産業廃棄物を、運搬車両を使用し当該施設に搬入する。

運搬経路は北九州市高速や九州縦貫自動車道や各高速自動車道を主に使用し、運搬車両はアームロール車または大型ウィング車等を使用する。

弊社にて中間処理された廃棄物は、契約を交わしている有効利用先へ搬入する。

搬入の際には、有効利用先の安全対策を順守し、運転手に搬入についての教育を定期的に行う。

## 2. 運搬計画

各企業から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類) 25.00 t/日(搬入)

当該施設にて処理された産業廃棄物(廃プラスチック類) 25.00 t/日(搬出)

現在・想定時・計画後の運搬台数の変化

	現在	想定処理量	最大処理能力
破碎機処理能力合計	10.27t/8h	25t/24h	40.9t/24h
搬入コンテナ数	4	6	10
搬出コンテナ数	4	6	10
使用車両	4t車	3	4
	7t車	1	4
	10t車	0	2



凡例	
●	申請地
■	搬入
■	搬出

凡例	
—	九州・東九州自動車道
—	北九州市高速道路
—	一般国道
—	主要地方道
—	一般県道

1 : 115,000

## 3. 搬入台数

(1) 搬入：産業廃棄物(廃プラスチック類) 運搬車両 6台/日

起点：弊社と産業廃棄物委託契約を行っている各企業  
(産業廃棄物収集運搬業許可取得地)  
大分方面(ダイハツ九州(株)中津工場ほか)  
山口方面(株)プリチストン防府工場ほか)  
熊本方面(九州日誠電気(株)ほか)

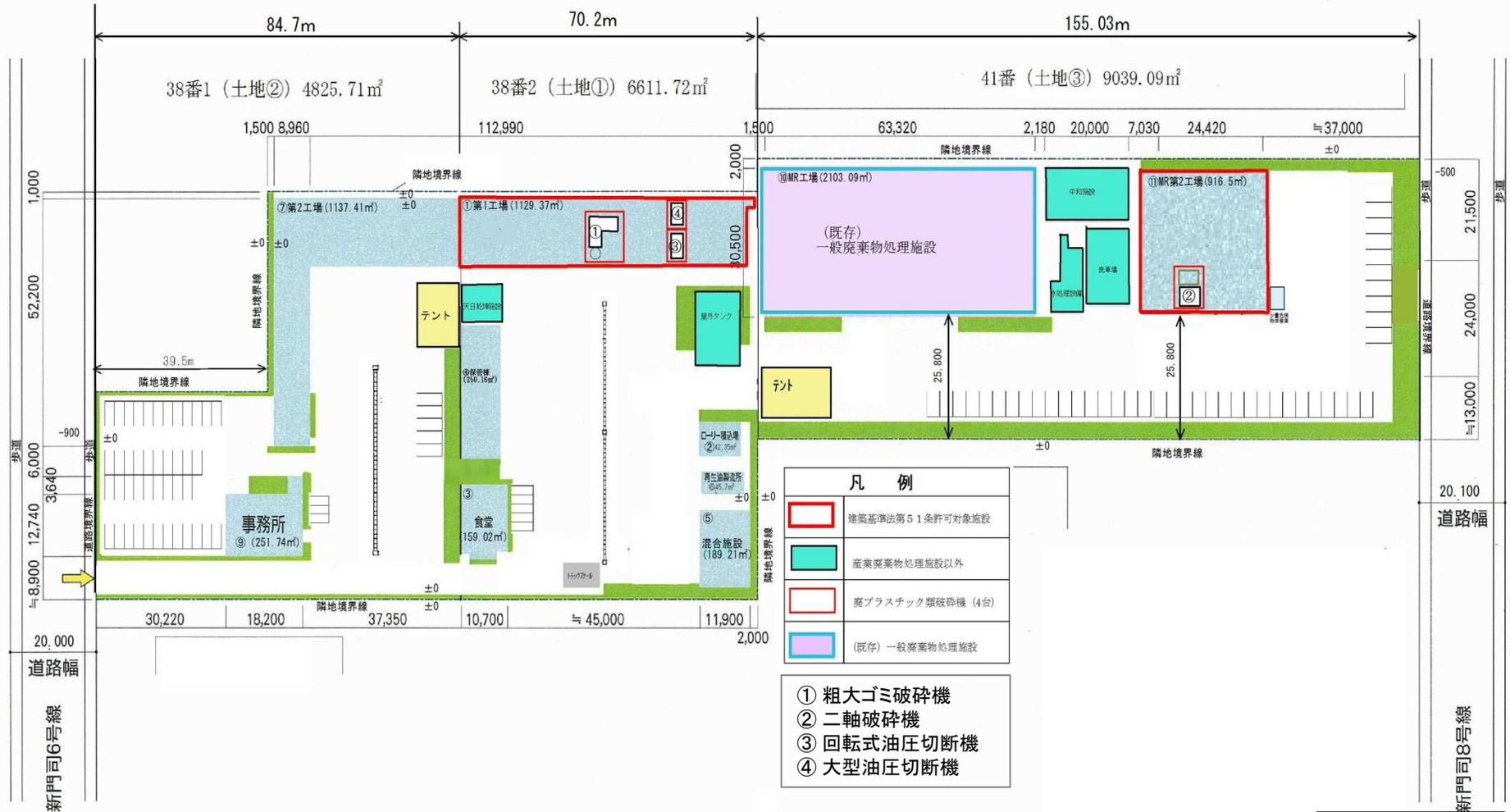
終点：申請施設

(2) 搬出：産業廃棄物中間処理後物(廃プラスチック類) 運搬車両 6台/日

起点：申請施設  
終点：弊社と産業廃棄物処分契約を行っている有効利用先  
三菱マテリアル九州工場：福岡県京都郡苅田町  
共英製鋼山口事業所：山口県山陽小野田市  
光和精鉱(株)戸畑製造所：北九州市戸畑区



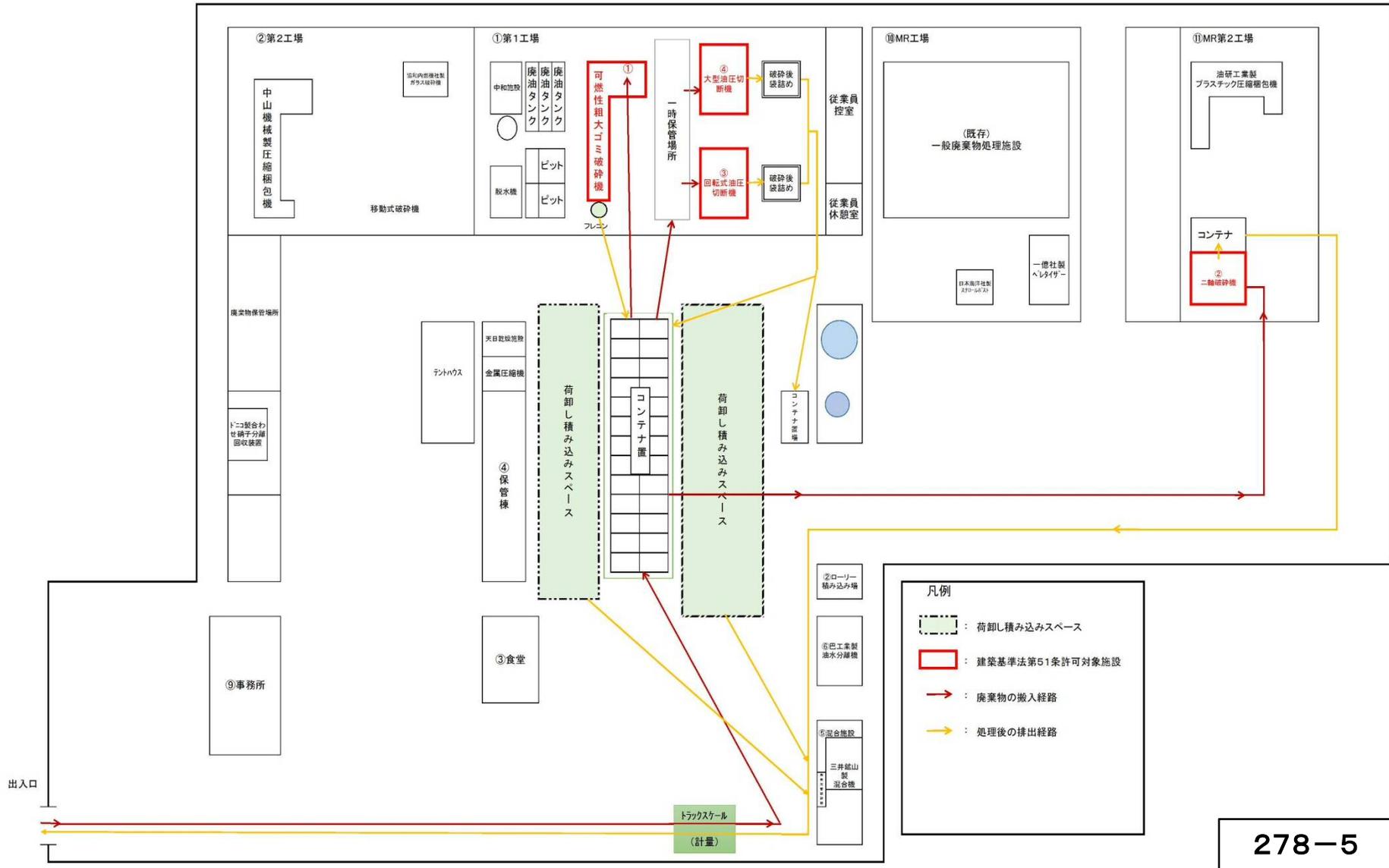
# 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 配置図



凡 例	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	建築基準法第51条許可対象施設
<span style="background-color: #00FFFF; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	産業廃棄物処理施設以外
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	廃プラスチック類破碎机 (4台)
<span style="background-color: #ADD8E6; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	(既存) 一般廃棄物処理施設

- ① 粗大ゴミ破碎机
- ② 二軸破碎机
- ③ 回転式油圧切断機
- ④ 大型油圧切断機

# 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 搬入・搬出図



# 建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 処理フロー図

廃プラスチック類廃棄物 種類

- a 硬質系厚物の廃プラスチック類
- b 硬質系薄物または中空の廃プラスチック類
- c 廃タイヤ類または金属付着の廃プラスチック類及び木パレット切断
- d ロール状のフィルム等

